



## 1. はじめに

洋上風力発電設備は、その安全性を確保するため、電気事業法・港湾法の各法が定める技術基準に適合する必要がある、これらの技術基準の統一的な解説書として、「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」（以下「統一的解説」という。）が平成30年3月に策定された。その後、平成31年4月からは再エネ海域利用法が施行され、港湾区域に加えて一般海域においても洋上風力発電設備の導入が進められていることから、令和2年3月に「統一的解説」の改定が行われた。

また、港湾法の技術基準については、国土交通大臣又は国土交通大臣の登録を受けた者によって、技術基準への適合性を確認する適合性確認制度が平成19年度から導入されている。令和2年2月には港湾法施行規則が改正され、洋上風力発電設備が備える係留施設をはじめとする「海洋再生可能エネルギー発電設備等が備える係留施設」が、適合性確認制度の対象となる施設として追加された。

「統一的解説」の改定や適合性確認業務の開始など、洋上風力発電設備に関する最新の技術的動向を関係者と広く情報共有し、ひいては洋上風力発電の円滑な推進に寄与することを目的として、「洋上風力発電設備の設計技術・適合性確認に関する講習会」を開催したので報告する。

講習会は、第1回を令和2年5月29日（13:30～16:00）、第2回を8月26日（13:30～16:30）に開催した。第1回は、占用予定事業者の公募手続きや水域占用許可に携わる国及び地方公共団体の職員を対象とし、第2回は、民間事業者を中心に幅広く参加者を募集した。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、沿岸技術研究センターとしては初めてとなる、オンライン・ライブ配信形式による開催とした。

## 2. 第1回講習会

第1回講習会は、Skype for businessを用いた双方向通信による開催形式とした。21件の申込みがあり、聴講者数は約40名であった。講習会プログラムは以下のとおりである。

占用公募制度の運用指針について （国土交通省港湾局海洋・環境課 課長補佐 針谷雅幸）
「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」の改定について （沿岸技術研究センター 主任研究員 岡田理）
適合性確認業務について（沿岸技術研究センター研究主幹 辰巳大介）

双方向通信が可能なSkype for businessの特性を活用し、質疑応答の時間を設けることができ、活発な議論が行われた。講習会後のアンケート結果を見ると、オンラインによる講習会は遠方からでも気軽に参加でき効率的であるという、意見が多かった。

なお、第1回講習会は、国土交通省港湾局のご後援をいただいた。ここに記して、深甚なる謝意を申し上げる。

## 3. 第2回講習会

第2回講習会は、民間事業者を中心に幅広く参加者を募集したことから、多数の聴講者に対応できるよう一方のライブ配信形式とした。建設会社・建設コンサルタント等から、約200名の参加申込があった。講習会プログラムは、第1回講習会と異なり、早稲田大学の清宮理 名誉教授による特別講演を追加した。

（特別講演）洋上風力発電設備の設計技術について （早稲田大学 名誉教授 清宮理）
「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」の改定概要 （沿岸技術研究センター 研究主幹 辰巳大介）
洋上風力発電設備の技術基準について （沿岸技術研究センター 主任研究員 井瀬肇）
適合性確認業務について （沿岸技術研究センター 研究主幹 辰巳大介）

講習会後のアンケート結果を見ると、第1回講習会と同様に、オンライン講習会は、会場への移動の手間もなく有益であるという意見が多かった。また、講習会当日は質疑応答の時間を設けなかったが、受講者の方は当センターホームページから講義内容について質問を提出できるようにした。ホームページによる質問受付は、発表内容の理解を深めるうえで有効であるという意見もいただいた。

## 4. さいごに

オンラインによる講習会は、沿岸技術研究センターにとって初めての試みであったが、大きなトラブルもなく実施することができた。新型コロナウイルス感染拡大防止に加えて、移動時間が不要であり遠方の方でも参加しやすいという長所があるので、今後もオンラインによる講習会で洋上風力発電の情報共有を推進して参りたい。